

## しらすぎ

### 支援センターしらすぎ

#### <概要>

支援センターしらすぎは、利用者一人ひとりが地域で安心して自立した生活ができるよう、提供するサービスごとに、さまざまな関係機関と連携をとりながら、その人が望むその人らしい豊かな生活の実現を目指して必要な支援を行います。

平成23年度は、新たに就労継続B型のサービスを加え、就労することに不安を感じている方たちに、安心して就労にチャレンジできる環境づくりを行います。また、地域交流をより深めていくために、今年度は、同じ区域にある障害福祉サービス事業所と連携し、地域住民参加型の行事を共同開催することから始めていきます。

#### <事業一覧>

##### 1. 就労支援

###### ・就労移行支援事業

職場適応援助者による支援事業(ジョブコーチ)

障害者委託訓練事業

###### ・自立訓練事業

###### ・就労継続B型(予定)

##### 2. 生活支援

###### ・共同生活援助事業(グループホーム)

###### ・共同生活介護事業(ケアホーム)

###### ・居宅介護事業

###### ・重度訪問介護事業

###### ・移動支援事業

###### ・堺市自立生活訓練事業

##### 3. 相談支援

###### ・堺市障害者(児)生活支援事業

###### ・指定相談支援事業(サービス利用計画作成含む)

###### ・障害児等療育支援事業

#### <事業概要>

##### 1 就労支援

###### (1) 就労移行支援事業

- (2) 自立訓練(生活訓練)事業
- (3) 就労継続B型(予定)

それぞれの事業の目的を明確にし、利用者のニーズ及び現況に合わせたサービス提供を行います。3事業ともに就労を目標にしています。

就労移行支援事業は、早期就労を目標に、実習を中心においた支援を行います。自立訓練(生活訓練)事業は、就労への前段階としての位置づけであり、利用者のエンパワメントに向けた取り組みを中心に行います。作業以外のプログラムは、社会生活力をテーマに、少人数で実施し、就労移行へとつなぎます。就労継続B型の目的は、就労への挑戦とし、就労移行支援事業利用後、就労に結びつかなかった場合に、引き続き就労プログラムを実施します。また、長年培われてきた「しらすぎブランド」の継承も視野に入れた取り組みを行います。

## 2 生活支援

### (1)ホームズしらすぎ(共同生活援助・共同生活介護)

共同生活援助・共同生活介護「ホームズしらすぎ」については、昨年に引き続き、ホームでの生活の質を高めるために、世話人と共に利用者個々の生活ニーズを把握し、本人の意向を最大限反映できるよう、あらゆる社会資源を活用した個別支援計画の作成を目指します。また、その計画に基づいたサービス提供ができるようバックアップ体制を整えます。

### (2)居宅介護・重度訪問介護・移動支援事業

移動支援事業においては、現任ヘルパーの研修として、堺市の移動支援ネットワーク主催のスキルアップ講座を受講してもらうことを位置づけていきます。また、休日の余暇支援でのヘルパー派遣に関しては、行き先等、事業所側からの情報提供を待っている利用者もいるため、情報提供の工夫やサービスの満足度を図る取り組みをしていきます。

### (3)堺市自立生活訓練事業

プロポーザルの結果、引き続き事業実施になったことで、利用の目的別のプログラムを本格的に実施していきます。また、自立訓練(生活訓練)事業のプログラムの中に本事業を組み込み、個別に利用者の自立に向けての意識が高められるよう進めていきます。

## 3 相談支援

- (1) 堺市障害者(児)生活支援事業
- (2) 指定相談支援事業(サービス利用計画作成含む)
- (3) 障害児等療育支援事業

24年度からの堺市における相談支援体制の編成に向けて、利用者ニーズに合致しているのかモニタリングを徹底し、現在のサービス内容の見直しを行います。また、行政との利用者

情報(支援内容)の共有を中心に関係機関との連携を図り、マネージメントを行います。

### 支援センターしらさぎ(就労移行支援事業 自立訓練事業)

#### 【事業目的】

自立訓練(生活訓練)及び就労移行支援の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とする。

#### 【運営方針】

1. 自立訓練(生活訓練)の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
2. 就労移行支援の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
3. 自立訓練(生活訓練)及び指定就労移行支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】 大阪府堺市東区白鷺町2-9-32

【職員配置】 管理者 1名 サービス管理責任者 2名

(1)自立訓練(生活訓練)

生活支援員6名 生活支援員(訪問担当)2名 栄養士1名 事務職員1名

(2)就労移行支援

職業指導員1名 生活支援員8名 就労支援員3名 栄養士1名  
事務職員1名

【営業日及び時間等】

(1)営業日 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時45分までとする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

- (2) サービス提供日 月曜日から土曜日までとする(土曜日については第1・第3の月2回とする)。午前9時から午後4時30分までとする。ただし、土曜日については午前9時から午後1時までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日まで、12月29日から1月3日までを除く。

#### 【利用定員】

自立訓練(生活訓練)	24名
就労移行支援	36名

#### 【主たる対象者】

知的障害者(18歳未満の者を除く)

#### 【サービスの提供方法及び内容】

##### (1) 指定自立訓練(生活訓練)

- ① 自立訓練(生活訓練)計画の作成
  - ② 食事の提供
  - ③ 身体等の介助
  - ④ 家事等日常生活能力を向上させるために必要な訓練
  - ⑤ 就労移行支援事業所との連携による作業、就労支援
  - ⑥ 健康管理
  - ⑦ 訪問による生活訓練
  - ⑧ 生活相談
  - ⑨ 地域生活への移行のための支援
  - ⑩ 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- ②から⑨に附帯するその他必要な介助、訓練、支援、相談、助言

##### (2) 指定就労移行支援

- ① 就労移行支援計画の作成
- ② 食事の提供
- ③ 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
- ④ 生活の幅を広げる(社会人としての力をつける)ために必要な訓練
- ⑤ 身体等の介助
- ⑥ 生産活動(軽作業、ふすま、洗車、縫製)
- ⑦ 施設外支援
- ⑧ 実習先企業等の紹介
- ⑨ 求職活動支援
- ⑩ 職場定着支援

⑪生活相談

⑫健康管理

⑬前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

②から⑫に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

【日課】 ※月～金曜日（但し、水曜日は16：00終了）

時間	日課	備考	
8：45	通所	通所後、作業服に着替え準備	
9：00	全体朝礼 ラジオ体操 白鷺公園ランニング	<b>【水曜日の場合】</b> 14:00～15:30 水曜プログラム 15:30 清掃・更衣・終礼 16:00 終了 帰宅	
9：20	作業科朝礼		
9：30	作業開始		
12：00	昼食・休憩		
13：00	作業開始 (休憩 15分)		
16：00	作業終了 清掃(全員) 更衣 作業科終礼		15:00～15:30 廊下、更衣室、トイレの 清掃(担当者)  各作業室、フロア等の清掃(全員)
16：30	終了 帰宅		

【年間行事予定】

4月 保護者会総会

9月 白鷺校区運動会・育成会大阪大会

11月 しらさぎまつり

12月 利用者忘年会

・利用者一泊旅行については実施時期は未確定

\*毎月1～2回 休日プログラム

\*隔月 就職者の会

\*毎月第3金曜日 就職者サロン

## ホームズしらさぎ

### 【事業目的】

大阪府指定の共同生活援助及び共同生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスを提供する。

### 【運営方針】

- 1 利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつまたは食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

### 【所在地】

名 称	所在地	居定員
しらさぎホーム	大阪府堺市野尻町 77-1 オーク白鷺 101 号、203 号	4 名
おおみのホーム ① ②	大阪府堺市東区大美野 165-3-2-104 号、107 号 1-101 号、106 号	8 名
せんぼくホーム	大阪府堺市南区原山台 3-1-20-202 号、302 号	4 名
しんかなホーム	大阪府堺市北区新金岡町 3 丁 3 番 13 棟 307 号、308 号	4 名
ひまわり	大阪府堺市南区庭代台 2 丁 1 番 府営庭代台 2 丁住宅 20 棟 209 号、210 号	4 名
たかいしホーム	大阪府高石市加茂一丁目 20 番 府営高石加茂住宅 1 棟 1205 号、1207 号	4 名
さやまホーム	大阪府大阪狭山市西山台四丁目 2 番 府営狭山住宅 15 棟 503 号、504 号	4 名
くすのき B&G	大阪府泉大津市要池住宅 府営要池住宅 9 棟 903 号、 904 号	4 名

### 【職員配置】

管理者 1 名 サービス管理責任者 2 名 世話人 18 名 生活支援員 15 名

【対象者】 知的障害者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- ①利用者に対する相談
- ②食事の提供
- ③健康管理・金銭管理の援助
- ④余暇活動の支援
- ⑤緊急時の対応
- ⑥職場等との連絡・調整
- ⑦財産管理等の日常生活に必要な援助

【利用者から受領する費用の額等】

障害者自立支援法の法令等に定める利用者負担のほか、次のとおり利用者の負担とする。

しらすぎ ホーム	(1)家賃 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・夕食) (4)日用品費 (5)電話代 (6)自治会費 (7)その他 お弁当(昼食)食材料費	月額 37,750円 月額 7,000円 月額 10,000円 月額 3,750円 月額 1,400円 月額 100円 1食 300円
おおみの ホーム①	(1)家賃 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・昼食・夕食) (4)日用品費 (5)電話代 (6)自治会費 (7)備品修繕費	月額 13,065円 月額 9,000円 月額 15,000円 月額 3,195円 月額 1,500円 月額 500円 月額 2,740円
おおみの ホーム②	(1)家賃 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・昼食・夕食) (4)日用品費 (5)電話代 (6)自治会費 (7)その他 ホーム管理費	月額 16,015円 月額 9,000円 月額 13,000円 月額 2,165円 月額 1,500円 月額 500円 月額 2,820円

せんぼく ホーム	(1)家賃 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・夕食) (4)日用品費 (5)電話代 (6)自治会費 (7)その他 お弁当(昼食)食材料費	月額 15,108円 月額 13,000円 月額 14,000円 月額 892円 月額 1,500円 月額 500円 1食 300円
しんかな ホーム	(1)家賃 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・昼食・夕食) (4)日用品費 (5)電話代 (6)自治会費	月額 14,710円 月額 8,000円 月額 17,500円 月額 2,990円 月額 2,000円 月額 300円
ひまわり	(1)家賃 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・夕食) (4)日用品費 (5)電話代 (6)自治会費 (7)その他 ホーム管理費 お弁当(昼食)食材料費	月額 15,850円 月額 8,500円 月額 17,000円 月額 4,230円 月額 1,650円 月額 500円 月額 2,270円 1食 300円
たかいし ホーム	(1)家賃 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・夕食) (4)日用品費 (5)電話代 (6)自治会費 (7)その他 お弁当(昼食)食材料費	月額 10,295円 月額 8,000円 月額 15,000円 月額 3,805円 月額 2,000円 月額 900円 1食 300円
さやま ホーム	(1)家賃 (2)光熱水費 (3)食材料費(朝食・夕食) (4)日用品費 (5)電話代 (6)自治会費 (7)その他 お弁当(昼食)食材料費	月額 10,950円 月額 10,000円 月額 13,000円 月額 3,500円 月額 2,300円 月額 250円 1食 300円

くすのき B&G	(1)家賃	月額 9,905円
	(2)光熱水費	月額 7,500円
	(3)食材料費(朝食・夕食)	月額 15,000円
	(4)日用品費	月額 3,845円
	(5)電話代	月額 2,500円
	(6)自治会費	月額 250円

**【入居に当たっての留意事項】**

1. 個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
2. 利用者はお互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めること。
3. 社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めること。

**居宅介護・重度訪問介護・移動支援事業**

**【事業目的】**

大阪府指定の居宅介護・重度訪問介護事業および堺市指定の移動支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な支援を提供する。

**【運営方針】**

1. 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
2. 居宅介護・重度訪問介護の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護・重度訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。
3. 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

**【所在地】** 大阪府堺市東区白鷺町2丁9番32号

**【職員配置】** 管理者 1名 サービス提供責任者 ホームヘルパー1級 1名

【対象者】 知的障害者児

【サービスの提供方法及び内容】

(1) 居宅介護・重度訪問介護計画の作成

(2) 移動支援計画の作成

(3) 身体介護に関する内容

① 食事の介護

② 排せつの介護

③ 衣類着脱の介護

④ 入浴の介護

⑤ 身体の清拭、洗髪

⑥ 通院等の介助

(事業所の従業者が自ら自動車を運転して実施する通院等の介助を除く。)

⑦ その他必要な身体の介護

(4) 家事援助に関する内容

① 調理

② 衣類の洗濯、補修

③ 住居等の掃除、整理整頓

④ 生活必需品の買い物

⑤ 関係機関との連絡

⑥ その他必要な家事

### 堺市自立生活訓練事業

【事業目的】

地域で自立生活を望む知的障害者児に対し、集団生活に関する指導を行うことや適切な日常生活訓練の機会を提供することにより、自活に必要な力と自立意欲を高め地域での自立生活を促進する。

【職員配置】 支援員 1名 コーディネーター 1名

【対象者】 堺市内に居住する知的障害者児(15歳以上60歳以下)

【サービスの提供方法及び内容】

堺市から自活訓練事業の決定がされた知的障害者児に対し、利用者に適した自立に向けての個人訓練プログラムを作成する。そのプログラムに基づき日常生活訓練を行う。

## 相談支援事業

### 【事業目的】

大阪府指定の相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供する。

2年間の委託事業である堺市障害児生活支援事業は、堺市内に居住する障害児に対し自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するため、必要な情報提供や各種機関の紹介、福祉サービスの利用援助、地域移行支援、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング等を総合的に行うことより、障害児やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障害児の自立と社会参加の促進を図る。

### 【運営方針】

1. 利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
2. 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

【所在地】 大阪府堺市東区白鷺町2-9-32

電話072-285-5521 FAX072-288-2026

【職員配置】 管理者 1名 相談支援専門員 2名 事務職員 1名

### 【営業日及び時間等】

事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで

ただし、国民の祝日および12月27日～1月4日を除く。

サービス提供・時間 利用者等の必要に応じて緊急時には電話等により連絡が可能な体制をとるものとする。

【対象者】 大阪府域の知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者

#### 【サービスの提供方法及び内容】

- ①利用者からの日常生活全般に関する相談に応じること
- ②利用者に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施すること
- ③地域のサービス事業者の情報を適正に利用者等に提供すること
- ④利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施すること
- ⑤サービス利用計画の原案を作成すること
- ⑥サービス担当者会議を開催し、サービス利用計画の原案内容について意見を聴取すること
- ⑦サービス利用計画の原案を利用者等に説明し、文書により同意を得ること
- ⑧サービス利用計画を利用者等及び利用サービス等の担当者に交付するとともに、大阪府ないし市町村へ写しを提出すること
- ⑨月1回以上、利用者の居宅を訪問し、サービス利用計画の実施状況の把握（モニタリング）をおこなうこと。
- ⑩必要に応じ、サービス利用計画の変更を行なうこと。